



「 ICTは便利で不便 」

教頭 横山 和哉

スマートフォンやタブレットPCなど、情報化社会の進展によりICT関係の分野は飛躍的に進歩をしています。学校においても、オンライン授業や学習用端末を使った授業、デジタル教科書の導入等、児童生徒の学習環境が変わっていきようとしています。ICTを活用することにより、ビデオ会議機能を使って、海外の学校の生徒や教員の顔を見ながら英語でやり取りを行うことができたり、画像や動画を活用した分かりやすい授業を行うことができ、生徒の興味・関心を引き出し、学習に対するモチベーションを高めたりするなど大きなメリットがあります。



ところが、情報化社会の進展は良いことばかりとは言えません。インターネットの掲示板やメールによるいじめ、いわゆる「ネットいじめ」が発生しています。個人のメールやブログなどに誹謗・中傷する内容を書き込んだり、クラスのLINEグループや不特定多数の人が閲覧するSNSに、特定の子どもの話題や写真、動画を投稿したりするなどのネットいじめが存在しています。ツイッターやLINE、参加できる者が交流できるオンラインゲームでの誹謗・中傷が多く、匿名性が高く加害者が特定できないものが多いのがその特徴です。また、子どもたちはスマートフォンなどの小さな画面から世界中にリンクしていることを理解しないまま利用しています。何気なくプロフに書き込んだ個人情報や悪気のない掲示板への書き込みが世界中に発信されていることを理解しないまま利用しているというのが現状です。

SNS等を使ったコミュニケーションは、従来の人と人が接するコミュニケーションとは全く異なります。会話であればその場で話したことは記憶には残りますが、記録には残りません。しかし、インターネットを介したコミュニケーションの場合、記録として保存され、簡単に削除することができません。これにより、インターネット上のたった1つの書き込みから、他人を傷つけたり、訴訟問題に至ったりするケースもあるのです。情報社会の進展とともに変化する特性を私たちは理解し、子どもたちを指導することが必要なのです。

他にも、「通学路でふと見つけたものを撮影してアップしたら、見知らぬ人からコメントが…その人が自分のことを知りたくて仕掛けたものだった」というストーカー被害や、「無断撮影不可なものが写っていると、削除要請がきた」「お気に入りのファスト動画をみんなに広めたら、配信者が逮捕された」などの権利を侵害することによるトラブル等さまざまな事件が起きています。

また、SNSで動画配信関連のつぶやきを投稿していたら、フォロワーから「ライブをやって欲しい」と言われたので配信にチャレンジし、マスク姿で配信していたら、次に、「素顔を見せて欲しい」といったお願いが寄せられるようになり、応じてしまうケースもあります。承認欲求は誰にでもあり、自分を認めて応援してくれる人を失いたくない気持ちはわかりますが、要求はエスカレー

トする可能性もあります。顔見せNGと決めて始めたなら、安全のためにも初心を貫いてください。これ以外にも「裸の画像を送って欲しい」とか、「自宅の写真を送って欲しい」などの要求にこたえてしまい、個人情報や見られたくない情報を提供してしまう場合があります。



さらに、SNSの場合、誰もが容易に情報発信できることから、正しくない情報もたくさんあります。中には、騒ぎを起こすことが目的で発信されたデマやフェイクニュースも存在します。目にした情報を鵜呑みにせず、正確性が判断できない場合には安易に情報を投稿・拡散しないことが大切です。ネット上の真偽がはっきりとしない書き込みに対して、私たちはどのような対応をすればよいでしょうか。複数の情報を読み比べてみたり、本や新聞など、ネット以外で調べたりすることもお勧めです。また、発信元が明らかであっても、信頼できる人なのか、信頼できるWebサイトなのかを確認しましょう。元の情報が古いものだった場合、現在とは状況が異なるかもしれないので注意が必要です。その情報が引用や伝聞だった場合は、元になったオリジナルの情報源を探して確かめてみましょう。

騙されたり、トラブルに巻き込まれたりしないために、以下のホームページなどを参考に保護者の皆さまもネット被害やSNSトラブルなどについて学んでみてはいかがでしょうか。

「上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド」（総務省）
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

「情報化社会の新たな問題を考える教材」（文部科学省）
https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCnI3GywDI

関連情報として…

○誹謗中傷やプライバシーを侵害する書き込みをされたときは、書き込んだ人（発信者）の情報開示を請求することができる仕組みがあります。プロバイダ責任制限法の改正により、発信者情報の開示の裁判手続きがより早くできるようになりました。特定されると、被害者から損害賠償請求等をされる場合があります。（令和4年10月1日施行）



○侮辱罪（ぶじょくざい）の法定刑が引き上げられました。（令和4年7月7日施行）
「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁固若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」となり、公訴時効期間も3年に延長されました。（香川県・香川県人権啓発推進会議発行チラシより）

インターネット人権相談窓口（法務省） <https://www.jinken.go.jp/>
LINE人権相談（高松法務局）@snsjinkensoudan（こちらからLINE公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録してご相談ください。
（月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）

校内人権作品展

11月15日(火)～12月12日(月)

今年度の人権・同和教育の大きなテーマは、「平和学習」です。そこで、平和への願いをこめた作品を全校生で共同制作しました。平和のありがたさに感謝しながら、一人一人が1個ずつ丸い飾りを作って虹の形に貼っていったり、クラスごとに鳩のメッセージや飾りを作ったりしました。若竹祭や校内人権作品展、「じんけんフェスタ in さぬき ～2023からたち～」で展示しました。



小学部



「平和」ってなんだろう。抽象的すぎて考えることが難しい「平和」ですが、「戦争」になるとどうなるだろう。家や学校が壊されて、住むことができない、勉強することやご飯を食べることができない、お父さんやお母さんに会えなくなるかもしれないなど、具体的に困ることを説明すると何となく「怖い。悲しい。」と思うことができる児童もいました。平和な日常を過ごせるようにという願いで制作した虹の共同作品では、真剣な表情で取り組む姿や、自分たちが作った作品が1つの大きな作品になったことを喜んでいる姿も見られました。

中学部



「みんなの思う平和とは」の問いかけに、「家族や友達と過ごすこと」など、それぞれの思いを答えるクラスがありました。また、家庭や学校生活のなかでこやかに過ごすことを通して身近な所にある「平和」について感じたクラスや、友達との平和である友情について考えたクラスもありました。1学期の学びから、さらに考えを深めることができました。共同制作は、一人一人の思いをつなげてつくり上げる「平和」をイメージするきっかけになりました。

高等部



「平和のメッセージカード」作りでは、平和から連想する言葉を発表しあい、それをもとにカードに書くメッセージを考えました。ハート形のスタンプを押したり、花のシールを貼ったりしてカードを装飾するうちに生徒の表情も笑顔になっていきました。虹の共同作品作りでは、生徒それぞれの個性が円形の段ボール1枚1枚に表現されていました。

小さな作品がつながって、大きな作品ができることを喜んだり、一人一人の力は小さいけれど、みんなで集まれば大きな力になることなどを感じたりした様子でした。



おおかみは悪者？

小学部では、平和学習としてウクライナの絵本「てぶくろ」を学習したクラスがあります。「てぶくろ」は、おじいさんが落とした手袋に動物が住んでいくお話です。ねずみ、かえる、うさぎ、きつね、おおかみ、いのしし、くまが順番にやって来て、「入れて」「どうぞ」と、手袋がぎゅうぎゅうになっていきます。読み聞かせをしていくと、繰り返しのお話なので、子ども達からも「いいよ」「どうぞ」などの言葉が自然と出てくるようになりました。ところが、おおかみが出て来る場面では、「いやだ」「だめよ」との言葉が…。どうやらおおかみは、別の絵本から意地悪のイメージが染みついているようです。みなさんも、見た目やイメージで先入観をもってしまうことはありませんか？はっとさせられ、自分を振り返る良い機会となりました。読み聞かせの後、手袋にステッチをしたり、自分と好きな人（動物）のイラストを入れたりして作品を作りました。



「おかあさんとぼく」



「いぬとぼく」

じんけんフェスタ in さぬき～2023からたち～

1月28日（土）に辛立文化センターで「じんけんフェスタ」が開催されました。若竹祭で展示した本校の「へいわのにじ」も飾っていただきました。同じ会場には、他の園や学校の作品で、「折り紙を折るのが得意」、「こぼれていた水を雑巾でふいてくれた」など友だちのいいところを言葉やイラストなどで表現した心温まる作品もありました。

また、川本貴弘監督の映画『かば』の上映がありました。1985年の大阪、西成の中学校に実在した蒲（かば）益男先生（故人）を中心に、「人と人がしっかり向き合うことの大切さ」を伝える作品でした。派手に問題行動を起こす生徒、明るく真面目そうな生徒それぞれに家庭でのしんどさをかかえていました。地元からの反対もあった中、「あったことをないことにはできない」と、取材を含め約7年かけて綿密に制作されました。部落問題や在日問題などを扱うこの作品に責任をもつ、と監督自らさぬき市まで車で上映に来られ、話をしてくれました。（映画『かば』はHPがあり、短い映像も見られます。）



民生委員交流

本校では、地域の民生委員の方との交流を長く行っています。例年、全校集会での紹介や朝のあいさつ運動からはじまります。そして、今年度は、高等部が保健体育の授業で、中学部が校外学習でそれぞれ交流し、小学部でも2月下旬にゲームや歌、読み聞かせなどの楽しい交流が計画されています。ここでは、すでに行事を実施した高等部と中学部の様子を紹介させていただきます。

中学部



今年度は、1年団が、南川キャンプ場での校外学習で5名の民生委員の方々と交流しました。9月30日、晴天に恵まれた気持ち良い気候の下、オリエンテーリングでの交流となりました。

それぞれのポイントで待つ民生委員の方々からポイントを通過した印をもらうため、生徒たちがグループの仲間と協力し合って奮闘しました。なかなか上手にできないあやとりを教えてもらったり、石を友だちより高く積むのを応援してもらったり、福笑いでとんでもない顔を作ってしまう、一緒に大笑いしたりしました。時間があっという間に過ぎていき、楽しい思い出がたくさんできました。

参加した生徒達にとって、民生委員の方々との交流は大変貴重な体験となりました。



高等部

12月5日（月）、1～3年生、1、2組の保健体育の授業に5人の民生委員さんが参加してくださいました。今回は10チーム対抗のボッチャ大会です。



本校生のチームに1人ずつ民生委員さんが入り、ゲームをして交流を深めました。

民生委員の皆さんは、今までボッチャをしたことがなかったようですが、赤と青のボールを投げたり、審判をしたりしながら、生徒たちにたくさん話しかけてくださり、同じチームの生徒を応援し、励ましてくださいました。

皆さんの温かく優しい雰囲気、生徒たちもだんだんと民生委員さんと打ち解け、楽しそうに話す人の輪が体育館のあちらこちらで見られました。



民生委員交流について

民生委員交流は開校間もないころ、旧長尾町民生児童委員女性部の方々が学校に声を掛けてくださったのが始まりです。当初は5、6人の民生委員の方が必要な道具を自ら用意して、奉仕活動に取り組んでくださったそうです。

昭和56年に高等部が設置されると、奉仕活動だけではなく、直接生徒と関わる作業学習での交流も始まりました。「どのように接したり、声かけをしたりすればよいか。」「授業の邪魔にならないか。」など気遣っていただきながらも、自然体で交流してくださっています。

交流をとおして、民生委員の皆さんが学校や児童生徒を優しく見守ってくださっていることがとてもよくわかりました。今後も、開校以来続いている民生委員さんとの交流を大切にしていきたいと思っています。



虐待防止教室

12月15日に高等部3年1・2組の生徒を対象に虐待防止教室が行われました。香川県障害福祉相談所の方を講師に招き、私たちのもっている権利や困ったときの相談窓口について具体的に分かりやすく教えていただきました。

私たちがもっている3つの権利

1. 「安心」して生きる「権利」
2. 「自信」をもって生きる「権利」
3. 「自由」に生きる「権利」

「虐待」とは、私たちの権利である「安心」「自信」「自由」が守られなかったり、邪魔されたりすることです。「身体的虐待」の他、「心理的虐待」「経済的虐待」「性的虐待」「放棄・放任（ネグレクト）」などがあることを聞きました。それらの中で、会社で叱責される例（心理的虐待）や、母親に給料や年金を取り上げられる例（経済的虐待）を生徒たちでロールプレイしました。怒鳴り



つける上司や母親役の生徒は迫真の演技でした。ロールプレイの後に、虐待を受けた役の生徒に感想を聞くと、「悲しかった」「嫌だった」などという言葉が聞かれました。その後に、役所の人に相談する練習をしました。役所の方が「どうされましたか？」と優しくゆっくりと聞いてくれるものの、説明することはなかなか難しく、生徒は一生懸命考えながら伝えていました。その後、それぞれ自宅に近い相談窓口の連絡先をメモしました。

学習後、生徒同士の会話の中で相談支援員さんとの連絡の取り方も話題に上がっていました。この虐待防止教室を通して、卒業後、生徒が自分の人権を守るために、周囲の大人に相談できる力を育てることの大切さとともに、周囲の私たちも小さな変化に気づいて虐待を防ぐことができるような知識や力をもつ必要があると感じました。

香川県障害福祉相談所（香川県障害者権利擁護センター）087-867-2696

